

南西団地外簡易専用水道水槽等清掃業務委託仕様書

- 1 目的 本業務は、市営住宅における簡易専用水道の機能を正常に維持するために必要な清掃・検査業務等を実施するものである。
- 2 施行場所 甲府市上石田四丁目19番 南西団地
甲府市下石田二丁目16番 外 南西第二団地
甲府市後屋町653番地 後屋団地
甲府市大里町3, 252番地 城南団地
甲府市東下条町463番地 山城南団地
甲府市大里町1, 415番地 大里北団地
甲府市大里町4, 137番地 大里南団地
甲府市東下条町142番地 東下条住宅
甲府市上町1, 248番地 上町住宅
甲府市大里町3, 340番地2 大里住宅
- 3 委託期間 契約締結日 ～ 令和 9年 3月 12日
- 4 業務対象設備 ※別紙、受水槽・高架水槽容量一覧表を確認すること。
- 5 業務内容
 - 1) 受水槽、高架水槽の清掃、点検業務
 - 2) 槽内機器(フロート弁、ボールタップ、電極他)の清掃、点検業務
 - 3) 受水槽廻りの除草・清掃業務
 - 4) 団地住民への連絡業務
 - 5) 甲府市上下水道局への書類提出、水道使用料の支払い業務
 - 6) 清掃前後の水質5項目(残留塩素、色度、濁度、臭味、味)検査
 - 7) その他給水設備の清掃に関すること。
- 6 清掃に伴う業務
 - 1) 清掃作業の周知について
清掃作業を行う前に、入居者への周知活動を行うこと。(ビラ配布、掲示等)
清掃作業の際は入居者への安全対策及びトラブル防止に努めること。
※断水を伴う業務のため、団地住民への連絡は徹底すること。
- 7 業務報告 点検作業を行う前に、あらかじめ工程表を提出し、監督員の承諾を受けること。
清掃、点検前には各団地ごとに「簡易専用水道施設点検清掃届」を甲府市上下水道局へ提出すること。
業務終了後には、「簡易専用水道施設清掃に伴う使用水量報告書」を提出し、使用料を支払うものとする。
- 8 費用の負担 業務遂行中、受注者の過失で生じた設備機器等の破損については、受注者の負担で現状復旧するものとし、その他に起因するものは協議の上決定する。
- 9 安全管理 作業の際、安全確保については十分留意すること。
- 10 業務記録の整備 受注者は業務記録を整備し、監督員の要求があったときには遅滞なく提出しなければならない。
 - 1) 業務報告書
 - 2) 写真
 - 3) 水道使用料支払い証明書
 - 4) その他関係書類
- 11 その他
 - 1) 清掃日程を決定する際には、別途給水設備保守管理委託業者とあらかじめ打ち合わせを行うこと。
 - 2) 清掃に合わせて、別途業者にて修繕業務を行う場合があるため、その際は日程等の調整を密に行うこと。
 - 3) 清掃、点検実施中は換気等の安全対策を十分に行うこと。
 - 4) 作業時に作業員の健康状態を必ず確認し、槽内作業時は清潔なものを着用及び使用すること。
 - 5) 清掃時受水槽の中へ入るとき長靴の消毒(消毒液・消毒状況の写真を撮影しておくこと)
 - 6) 槽内の沈殿物、槽内壁面・補強材・機器の劣化、発錆及び水垢の付着状況を確認し、写真撮影を行うこと。
 - 7) 作業終了時は、槽内を厳重にチェックし、特に忘れ物がないか確認すること。
 - 8) 清掃、点検実施中に不良箇所、故障等を発見した場合は、すみやかに監督員へ連絡するとともに適切な措置をとるものとする。
 - 9) 本仕様書に定めのない事項について、疑義を生じた場合は発注者、受注者にて協議の上決定するものとする。